

諮詢第79号

答申

第1 審査会の結論

福島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、平成20年1月21日付け県サ第2号で行った公文書一部開示決定は、実施機関が争いなく開示する部分を除き、妥当である。

第2 審査請求に係る経過

1 公文書開示請求

審査請求人は、平成19年12月6日付で、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し「交通事故事件捜査の手引き〔福島県警察達（交指、地）第290号、平成16年11月12日の2.（2）、アに記載あり〕」の開示を求めて公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 開示決定等

実施機関は、本件開示請求に対して、「交通事故事件捜査の手引き」（平成16年4月付け交通執務資料。以下「本件対象公文書」という。）を特定し、平成20年1月21日付で、本件対象公文書のうち、不開示とする部分及び理由を次のとおりとし、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（1）交通事故事件捜査要領

ア 不開示とする部分

- （ア） 第2、1（2）ひき逃げ事件等における聴取事項
- （イ） 第4、4証拠保全における現場責任者の指揮事項
- （ウ） 第5、2現場捜査の留意事項及び4現場における捜査の要点
- （エ） 第7、1、3、4、5、7ひき逃げ事件における捜査に関する事項
- （オ） 第8、1、2、3死体の鑑定に関する事項
- （カ） 第11関係者の取調べにおける留意事項等

イ 不開示とする理由

条例第7条第4号に該当 捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で公にすることで、現在及び将来の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあり、又は犯罪を容易にするおそれがあるため。

(2) 交通事故事件捜査管理の徹底について（依命通達）

ア 不開示とする部分

4 交通事故事件捜査における配意点

イ 不開示とする理由

条例第7条第4号に該当 捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で公にすることで、現在及び将来の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあり、又は犯罪を容易にするおそれがあるため。

(3) 物件事故の取扱い要領（例規通達）

ア 不開示とする部分

(ア) 2 非現認事件の場合

(イ) 3 送致を留保する場合

イ 不開示とする理由

条例第7条第4号に該当 捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で公にすることで、現在及び将来の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあり、又は犯罪を容易にするおそれがあるため。

(4) 交通事故等に係る死体解剖について

ア 不開示とする部分

(ア) 第2鑑定嘱託事項の記載の仕方

(イ) 第3持参する物

イ 不開示とする理由

条例第7条第4号に該当 捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で公にすることで、現在及び将来の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあり、又は犯罪を容易にするおそれがあるため。

(5) 交通事故等に係る死体解剖について

ア 不開示とする部分

鑑定人氏名

イ 不開示とする理由

条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。

(6) 交通事故捜査時における座席ベルト装着の確認について

ア 不開示とする部分

2 座席ベルト装着の有無の確認方法

イ 不開示とする理由

条例第7条第4号に該当 捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で公にすることで、現在及び将来の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあり、又は

犯罪を容易にするおそれがあるため。

(7) 交通事故事件の具体的捜査要領

ア 不開示とする部分

- (ア) 第2章、第2、4、(3)注意義務に対する捜査の要点
- (イ) 第3章、第7、3見分事項及び見分順序
- (ウ) 第3章、第8、3特定地点と過失
- (エ) 第3章、第9、2現場における撮影
- (オ) 第3章、第10、1採証方法
- (カ) 第3章、第11、2書式（別記1及び別記2の実況見分調書記載例）
- (キ) 第3章、第11、4、(9)実況見分の経過
- (ク) 第3章、第11、6その他留意事項
- (ケ) 第4章、第3被疑者の取調べ
- (コ) 第4章、第4被害者の取調べ
- (サ) 第4章、第5被害者の保護者等の取調べ
- (シ) 第4章、第6目撃者の取調べ
- (ス) 第4章、第7乗務員・同乗者の取調べ
- (セ) 第4章、第8雇用者・運行管理者等の取調べ
- (リ) 第6章、第1、2特例書式
- (タ) 第6章、第1、3簡約特例書式
- (チ) 第6章、第1、5特例書式及び簡約特例書式の運用要領
- (ツ) 第6章、第1、6取扱要領
- (テ) 第6章、第2、1特例書式作成上の注意事項
- (ト) 第6章、第2、2特例書式の記載要領等
- (ナ) 第6章、第3、1簡約特例書式の運用要領

イ 不開示とする理由

条例第7条第4号に該当 捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で公にすることで、現在及び将来の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあり、又は犯罪を容易にするおそれがあるため。

(8) 交通事故事件の具体的捜査要領

ア 不開示とする部分

第6章、第3、2(1)エ備考欄（例）

イ 不開示とする理由

条例第7条第2号に該当 記載例として、実在するかどうか不明である地番、会社名及び電話番号を使用しているため、現在若しくは将来の個人に関する情報に該当する可能性があり、公にすることで、個人の権利利益を害するおそれ

があるため。

(9) 交通事故事件の具体的捜査要領

ア 不開示とする部分

- (ア) 第6章、第3、2(3)カ
- (イ) 第6章、第4、1簡約特例書式の適用範囲
- (ウ) 第6章、第4、2適用除外事由について
- (エ) 第6章、第4、3取扱いについて
- (オ) 第6章、第6特例書式の作成例
- (カ) 第6章、第7簡約特例書式の作成例

イ 不開示とする理由

条例第7条第4号に該当 捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で公にすることで、現在及び将来の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあり、又は犯罪を容易にするおそれがあるため。

3 審査請求

審査請求人は、本件開示請求に対する本件処分を不服とし、平成20年3月23日付で、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、実施機関に対して審査請求書を提出した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の一部を取り消し、交通事故捜査要領等の開示を求めるというものである。

2 審査請求の対象及び理由

審査請求の対象及び理由は、審査請求書、提出書類及び意見書を要約すると、おむね次のとおりである。

(1) 審査請求の対象

前記第2. 2(1)から(9)のうち、次の不開示部分の開示を求める。

ア 交通事故事件捜査要領（前記第2. 2(1)）

- (ア) 第4、4証拠保全における現場責任者の指揮事項

- (イ) 第5、2現場捜査の留意事項及び4現場における捜査の要点

- (ウ) 第11関係者の取調べにおける留意事項等

イ 交通事故事件捜査管理の徹底について（依命通達）（前記第2. 2(2)）

4.交通事故事件捜査における配意点

ウ 物件事故の取扱い要領（例規通達）（前記第2. 2(3)）

(ア) 2 非現認事件の場合

(イ) 3 送致を留保する場合

エ 交通事故事件の具体的捜査要領（前記第2. 2(7)）

(ア) 第2章、第2、4、(3)注意義務に対する捜査の要点

(イ) 第3章、第7、3 見分事項及び見分順序

(ウ) 第3章、第8、3 特定地点と過失

(エ) 第3章、第9、2 現場における撮影

(オ) 第3章、第10、1 採証方法

(カ) 第3章、第11、2 書式（別記1及び別記2の実況見分調書記載例）

(キ) 第3章、第11、4、(9)実況見分の経過

(ク) 第3章、第11、6 その他留意事項

(ケ) 第4章、第3 被疑者の取調べ

(コ) 第4章、第4 被害者の取調べ

(サ) 第4章、第5 被害者の保護者等の取調べ

(シ) 第4章、第6 目撃者の取調べ

(ス) 第4章、第7 乗務員・同乗者の取調べ

(セ) 第4章、第8 雇用者・運行管理者等の取調べ

(リ) 第6章、第1、2 特例書式

(タ) 第6章、第1、3 簡約特例書式

(チ) 第6章、第1、5 特例書式及び簡約特例書式の運用要領

(ツ) 第6章、第1、6 取扱い要領

(テ) 第6章、第2、1 特例書式作成上の注意事項

(ト) 第6章、第2、2 特例書式の記載要領等

(ナ) 第6章、第3、1 簡約特例書式の運用要領

オ 交通事故事件の具体的捜査要領（前記第2. 2(9)）

(ア) 第6章、第4、1 簡約特例書式の適用範囲

(イ) 第6章、第4、2 適用除外事由について

(ウ) 第6章、第4、3 取扱いについて

(2) 審査請求の理由

ア 刑事確定訴訟記録、交通事故証明書、実施機関又はその他の行政機関から開示を受けている交通事故事件簿、交通事故事件捜査管理簿及び交通事故事件捜査に関する行政文書等を多数所持しているが、同文書に記載されている捜査要領及び捜査記録と福島県公安委員会及び福島県警察の説明には、整合性がなく

矛盾がある。

その事実を確認するためには、一部不開示とされた部分の開示が必要不可欠である。

イ 実施機関が、国の機関において、不開示情報がないとして、すでに公にされている行政文書と同じ内容の行政文書を一部不開示とするのは、県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で開かれた県政を推進するために不可欠なものという条例の趣旨にも反しているとともに、条例の不開示情報にも該当しない。

第4 実施機関の説明

実施機関が、本件対象公文書を一部不開示とした理由は、一部開示決定理由説明書、提出資料及び口頭による説明を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 条例第7条第4号該当性

(1) 「交通事故事件捜査要領（前記第3. 2(1)ア）」には、交通事故事件の認知から送致までの交通事故事件捜査の各段階における捜査員の具体的措置要領、捜査の要点、留意事項、捜査項目及び体制に関して記載されている。

交通事故捜査に関する捜査事項等は、立証すべき項目等であることからそれに対する対抗措置を講じられるおそれは否定できない。

また、交通事故事件については、過失犯であることから事前に対抗措置を取られるおそれがないと一般的に判断され易いが、それに対する事前対抗措置が不可能ということではない。

立証すべき事項に関する措置要領、要点、留意事項、捜査項目及び体制を公にすると、捜査に支障を及ぼすおそれがあることは明らかである。

(2) 「交通事故事件捜査管理の徹底について（依命通達）（前記第3. 2(1)イ）」には、捜査指揮、捜査管理及び捜査の配意点が記載されている。

捜査管理に関する定めについては、対抗措置を取られるおそれなどの捜査の支障はないが、捜査の配意事項については、公にすると捜査に支障を及ぼすおそれがある。

(3) 「物件事故の取扱い要領（例規通達）（前記第3. 2(1)ウ）」には、物件事故の取扱いに関する立件基準を含む情報が記載されている。

物損事故発生に伴う違反について、立件送致（切符処理を含む。）する場合と送致を留保する場合の説明事項が記載されているため、立件を免れるための対抗措置を取られるおそれがある。

立件する場合と立件しない場合を公にすると、交通事故原因等の真実の追究が

困難になるとともに、悪意ある者が、立件されないように、対抗措置を講じるおそれがあることは明らかである。

- (4) 「交通事故事件の具体的捜査要領」は、第1章総則、第2章過失と注意義務、第3章実況見分、第4章交通事故関係者の取調べ、第5章捜査結果の検討と事件のまとめ、第6章特例・簡約特例書式の作成要領及び第7章参考資料で構成されており、交通事故事件捜査に関する具体的な捜査要領等が記載されている。

ア 第2章過失と注意義務

「第2章、第2、4、(3)注意義務に対する捜査の要点（前記第3.2(1)エ(ア)）」には、交通事故の主たる態様（過失）に関する道路交通法に規定する注意義務についての捜査の要点が記載されている。

事故の原因（過失）については、道路交通法に定める注意義務に違反する行為であるが、その特定については、捜査を通して立証していくことになる。

例えば、追突事故の原因についても、前方不注意、動静不注視、車間距離不保持、安全速度、徐行不履行、整備不良、ハンドル操作不適、ブレーキ操作不適等が数多く挙げられる。

捜査担当者は、事故当時の環境、現場の状況、車両の状況、事故当時の当事者の状態、当事者の指示説明、参考人の指示説明、怪我の部位・程度その他関係する事項から過失を特定していくことになる。

したがって、捜査の要点を公にすれば、捜査の要点に対する対抗措置を講じられる等捜査に支障を及ぼすおそれがあり、事故がどのように発生したのか、主たる原因や責任は誰にあるのかという真実の追究が、困難になるおそれがある。

イ 第3章実況見分

「第3章実況見分（前記第3.2(1)エ(イ)から(ク)）」には、現場に臨場した捜査担当者がその交通事故事件の事実を認定する手段として、証拠資料の発見、確保等を図る目的で交通事故事件の現場、当事者、車両及びその他当該交通事故事件に関する場所、身体又は物の状況を五感で実験、認識する任意捜査手続きについて記載されている。

実況見分は、現場に臨場しない裁判官、検察官その他訴訟関係人に対して実況見分調書により現場の模様、事故当時の状況等を正しく認識させ、他の証拠と総合して裁判官の終局的判断を得る証拠書類として、極めて必要性の高いものであり、かつ、事故直後の生々しい現象についての見分であるため、将来、被疑者その他の関係者等の否認を覆すためにも、その効果が大きく、捜査上重要な地位を占めているものである。

実況見分において、事実認定に必要な地点、特定地点とその地点における過失、写真撮影により立証すべき対象、証拠物の採証方法、明らかにすべき事項及び実況見分時における留意事項を明らかにすれば、事実を認定していく捜査手法が明らかになり、真実の追究が困難になるおそれがある。

実況見分調書の記載例については、実際の事件に基づいて記載しているものではないが、第3章で説明している捜査の手法に基づき作成されているものであるため、公にすると第3章で説明した不開示情報を明らかにすることにもなる。

ウ 第4章交通事故関係者の取調べ

「第4章交通事故関係者の取調べ（前記第3. 2(1)エ(ケ)から(セ)）」には、交通事故事件捜査における取調べ上の留意事項、捜査項目等が記載されている。

供述調書は、他の捜査書類とともに、捜査官が取調べにより得た心証を第三者に報告する文書たる性格を持つものであると同時に、証拠として極めて重要な価値を持つものもある。

したがって、供述調書は、内容が充実した第三者に訴える力を持ったものでなければならぬが、そのためには、それに相応する被疑者等の供述が得られなければならないので、供述調書作成の根本は取調べ技術の熟練にあるということができる。

しかし、別の面から見れば、いかに取調べ技術に優れていても、調書作成技術が未熟であれば、せっかくの取調べもその供述内容が正確に表現できないわけで、両者は常に表裏一体の関係にあり、双方あいまって、完全なものになるわけである。

前述のとおり、取調べは、単に当事者の供述を録取するものではなく、事実を認定するために、事故の原因たる過失を特定する項目を録取していくものであり、その項目、その項目を録取する目的及び留意事項の中には、捜査手法及び技術に該当するものもある。

その捜査手法及び技術に該当する情報を公にすると、真実の追究が困難になるおそれがある。

エ 第6章特例・簡約特例書式の作成要領

(ア) 特例・簡約特例書式の区分

「第6章特例・簡約特例書式の作成要領（前記第3. 2(1)エ(ツ)から(ト)・第3. 2(1)オ(ア)から(ウ)）」には、交通事故事件捜査における特例書式、運用要領、適用除外事由等が記載されている。

司法警察職員がその職務執行に関して書類を作成するときは、他に特別の定めがある場合を除き、司法警察職員捜査書類基本書式例に従い、作成する

こととなっている。

特例書式や特例書式を適用する事件区分等は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第193条第1項の規定により、検察官の管轄区域の司法警察職員に対する一般的指示により定められている。

特例書式の種類は、特例書式及び簡約特例書式の2種類がある。

特例書式及び簡約特例書式を適用する事件は、事故当事者の身分、当事者の特殊条件、結果（傷害）の大小、事故原因（特定違反を伴う事故）等により、区分されている。

(イ) 特例・簡約特例書式の区分等を公にすることの支障

交通事故事件は、偶発的、突発的に発生する事件であるが、その事件の中には、身代わり事件、保険金詐欺、逃走、罪証隠滅の工作、雇用者等の背後責任及び車両機能の不備欠陥に関する問題等に加えて、当事者間の賠償問題、運転者の行政処分などと密接な関連があり、過失犯罪ではあるが、捜査に対する対抗措置を講じることも可能であり、交通事故事件以外の犯罪が関わる場合や賠償問題のトラブルも少なくない。

交通事故事件に適用する書式は、基本書式、特例書式、簡約特例書式及びその他に分類されるが、傷害の結果の大小だけで見ても、簡約特例書式より特例書式、特例書式より基本書式の方が、より重大な結果を生じた事故に適用されるものであることが理解できる。

したがって、書式の簡略化・簡易化が図られた特例書式が、適用される事案であるかどうかは、当事者にとって、重要な意味を持つこととなる。

これらの特例書式及び簡約特例書式の区分やその運用・解釈を公にすると適用を免れる又は適用させる目的で措置を講じられるおそれがある。

交通事故捜査の目的は、捜査手法を駆使し、事故の真相を明らかにすることがその主たる目的であり、事案の真相追究を困難にするおそれがある情報を公にすることはできない。

結果的に捜査を尽くして、交通事故の真相を明らかにしていかなければならぬが、事実の真相を明らかにする上で支障となる情報は、捜査に支障を及ぼすおそれのある情報ということになる。

また、悪意のある者が、ある書式を適用させること若しくは適用されないようにすること又はそれに付随する書類の提出若しくは意思表示を理由に、犯罪行為を行ったり、損害賠償請求を有利に進めようとしたりするおそれがある。

2 爭いなく開示する部分及びその理由

(1) 審査請求の対象のうち争いなく開示する部分

本件審査請求に係る次の不開示部分については、争いなく開示することとする。

- ア 第6章、第1、2特例書式（前記第3.2(1)エ(イ)）
- イ 第6章、第1、3簡約特例書式（前記第3.2(1)エ(タ)）
- ウ 第6章、第1、5特例書式及び簡約特例書式の運用要領（前記第3.2(1)エ(チ)）
- エ 第6章、第1、6取扱要領（前記第3.2(1)エ(ツ)）
- オ 第6章、第2、1特例書式作成上の注意事項（前記第3.2(1)エ(テ)）
- カ 第6章、第2、2特例書式の記載要領等（ただし、2特例書式の記載要領等のうち、(1)送致書・捜査報告書、才保護者又は身元引受人欄で不開示とした部分を除く。）（前記第3.2(1)エ(ト)）
- キ 第6章、第3、1簡約特例書式の運用要領（前記第3.2(1)エ(チ)）
- ク 第6章、第4、1簡約特例書式の適用範囲（前記第3.2(1)オ(ア)）
- ケ 第6章、第4、2適用除外事由について（前記第3.2(1)オ(イ)）
- コ 第6章、第4、3取扱いについて（前記第3.2(1)オ(ウ)）

(2) 開示する理由

当初、実施機関としては、前述のとおり、不開示情報を含むと判断し、一部開示決定をしている。

同部分については、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第193条第1項の規定により、検察官の管轄区域の司法警察職員に対する一般的指示の内容により構成されており、特例・簡約特例書式の区分等については、福島地方検察庁検事正から実施機関あてに、「「自動車等による業務上（重）過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例の制定について」の全部改正について」（平成14年12月26日付け福島1027号検事正指示）等により指示されており、実施機関は、同指示に基づき、通達及び本件対象公文書を作成している。

審査請求書に記載のとおり、審査請求人は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第4条第1項の規定により、福島地方検察庁に対して開示請求を行い、前記検事正指示の全部開示を受けている。

情報公開制度における開示決定は、開示請求者のいかんを問わず、かつ、開示請求の目的及び理由も問わずに、開示するかどうかの判断を行うものである。

実施機関としては、開示決定当時、不開示情報に該当し、今もなおその判断に変わりはないが、福島地方検察庁検事正指示に基づき作成された公文書に記載されている情報と同一の情報を福島地方検察庁検事正が開示しているのであれば、同情報は既に公になった情報と判断せざるを得ない。

よって、実施機関としては、不開示情報と判断しているが、同情報はすでに福島地方検察庁検事正により全部開示されており、不開示情報であると主張する理由がないため、争いなく開示するものである。

なお、「第6章、第2、2特例書式の記載要領等（前記第3.2(1)エ(ト)）」のうち、「(1)送致書・捜査報告書、才保護者又は身元引受人欄」で不開示とした部分については、公にすることにより、捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、開示することはできない。

3 審査請求人の主張に対する実施機関の意見について

審査請求人は、審査請求の理由の中で、審査請求人が所有している同人が当事者となっている特定交通事故に関する記録と福島県公安委員会の苦情処理結果通知書に整合性がなく矛盾点があることを主張している。

しかし、実施機関としては、条例における開示決定は、開示請求者のいかんを問わず、かつ、開示請求の目的及び理由も問わずに、開示するかどうかの判断を行うのであるから、開示請求者の特殊事情を考慮する余地はないと判断する。ただし、不開示情報が記録されている場合であっても、条例第9条の規定により、不開示にすることにより保護される利益に優越する公益上の理由があると認められるときには、実施機関の高度の行政的判断により裁量的開示を行うことはあり得るが、前述した理由により、不開示とした情報に優越する公益上の個別具体的な事情等が存在するとは判断していない。

よって、以上の理由により、実施機関としては、争いなく開示する一部を除き、条例第7条第4号を理由に不開示情報と判断する。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、福島県警察本部交通部交通指導課作成の交通執務資料である。実施機関の説明によると、本件対象公文書は、第一線の警察官が交通事故現場において、現場の状況に応じ、適切かつ効率的に捜査を推進することができるようを作成された交通事故事件捜査のマニュアルであり、通達、連絡文、具体的な捜査要領、参考資料等で構成され、平成16年4月に執務資料として交通警察官等に配布された公文書である。

同文書は、交通事故事件捜査に従事する警察官の執務資料として作成されたものであり、内部資料として配布されており、元来、外部への公表を予定していないものと認められる。

2 条例の趣旨

(1) 条例の目的

条例の目的は、県民の公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにし、県民の県政への参加の下、公正で透明な県政の推進に資するものとされている。

(2) 公文書の開示義務

条例は、公文書の開示請求に対して、実施機関は開示請求に係る公文書に第7条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないという原則開示の基本的な考え方方に立っている。

(3) 条例第7条第4号について

本号は、公共の安全と秩序の維持を確保するため、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めたものである。

この場合、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等に支障を及ぼすかどうかについては、犯罪等に関する将来の予測としての専門的・技術的判断を要することから、実施機関において、支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報を不開示とするという実施機関の第一次判断権が尊重される規定となっている。

(4) 条例第7条第4号の考え方

本号で規定する情報の考え方にはあっては、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するものである。

つまり、本号に該当するとしてされた不開示処分に相当の理由がないこととなるのは、実施機関の第一次的な判断が合理性のある判断として許容される限度を超える場合、すなわち、当該処分が裁量権を逸脱又は濫用したと認められる場合に限られるというべきであるが、本号が実施機関の判断について「相当の理由がある」ことを要件としていることや、本件条例が公文書について開示することを原則としつつ、条例第7条各号に掲げる不開示情報について例外的に不開示としていることにかんがみると、実施機関が不開示とした根拠、理由等に照らしてその判断がそもそも合理性のある判断として許容される限度内のものであると認められないときは、当該不開示処分は、裁量権の逸脱又は濫用があったものとして、相当の理由がないというべきである。

以下、審理・判断にあたっては、本件対象公文書について詳細かつ全体にわたり見分を行い、実施機関の判断がこれら見地に照らして合理性を持つ判断として許容される限度を超えたものでないかどうか検討を行った。

3 条例第7条第4号の該当性について

(1) 「交通事故事件捜査要領（前記第3. 2(1)ア）」について

実施機関が不開示とした部分には、証拠保全措置、現場捜査の留意事項、現場捜査の要点及び関係者の取調べに係る留意事項が記載されている。

実施機関は、当該部分に記載されている情報を公にすることにより、対抗措置を講じられるおそれがあり、捜査に支障を及ぼすおそれは否定できないと主張する。

これに対し、審査請求人は、同人が所持する文書に記載されている捜査要領及び捜査記録と福島県公安委員会及び福島県警察の説明には、整合性がなく矛盾があり、その事実を確認するためには、一部不開示とされた部分の開示が必要不可欠である旨主張する。

当審査会において審理したところ、実施機関が主張するように、犯罪を立証するための捜査手法、現場立会人からの指示説明に対する聴取の方法、事故車両等の証拠品に関する措置及び関係者の取調べに係る留意事項が記載されており、当該部分を公にすると、対抗措置を講じられるおそれは否定できず、捜査に支障を及ぼすおそれがあるとした実施機関の判断は、合理性を持つものとして許容される限度内であると認められる。

(2) 「交通事故事件捜査管理の徹底について（依命通達）（前記第3. 2(1)イ）」について

実施機関が不開示とした部分には、交通事故事件捜査の配意点として捜査に関する詳細な管理手法と捜査すべき項目が列挙され、各項目ごとに、その説明が記載されている。

実施機関は、当該部分に記載されている情報を公にすることにより、対抗措置を講じられ、捜査が困難、あるいは、捜査が遅延するおそれが生じるなど捜査に支障を及ぼすおそれがあることから、開示することができないと主張する。

これに対し、審査請求人は、同人が所持する文書に記載されている捜査要領及び捜査記録と福島県公安委員会及び福島県警察の説明には、整合性がなく矛盾があり、その事実を確認するためには、一部不開示とされた部分の開示が必要不可欠である旨主張する。

当審査会において審理したところ、実施機関が主張するように、捜査機関が事

件を立件するための配意点及び適正捜査のための捜査を尽くすべき事項が記載されており、当該部分を公にすると、対抗措置を講じられるおそれは否定できず、捜査に支障を及ぼすおそれがあるとした実施機関の判断は、合理性を持つものとして許容される限度内であると認められる。

- (3) 「物件事故の取扱い要領（例規通達）（前記第3. 2(1)ウ）」について
実施機関が不開示とした部分には、非現認事故の立件基準及び送致を留保する基準が記載されている。

実施機関は、当該部分に記載されている情報を公にすると、物損事故発生に伴う違反について、立件送致（切符処理を含む。）する場合と送致を留保する場合の基準が明らかとなり、立件を免れるための対抗措置を講じられるおそれがあると主張する。

これに対し、審査請求人は、同人が所持する文書に記載されている捜査要領及び捜査記録と福島県公安委員会及び福島県警察の説明には、整合性がなく矛盾があり、その事実を確認するためには、一部不開示とされた部分の開示が必要不可欠である旨主張する。

当審査会において審理したところ、実施機関が主張するように、立件基準が記載されており、当該部分を公にすると、対抗措置を講じられるおそれは否定できず、捜査に支障を及ぼすおそれがあるとした実施機関の判断は、合理性を持つものとして許容される限度内であると認められる。

- (4) 「第2章、第2、4、(3)注意義務に対する捜査の要点（前記第3. 2(1)エ(ア)）」について

実施機関が不開示とした部分には、注意義務に対する捜査の要点が記載されている。

実施機関は、当該部分に記載されている情報を公にすると、過失認定等立証に対する対抗措置を講じられるおそれがあり、過失認定が困難となると主張する。

これに対し、審査請求人は、同人が所持する文書に記載されている捜査要領及び捜査記録と福島県公安委員会及び福島県警察の説明には、整合性がなく矛盾があり、その事実を確認するためには、一部不開示とされた部分の開示が必要不可欠である旨主張する。

当審査会において審理したところ、実施機関が主張するように、各違反事項（過失の態様）に対する捜査の要点が記載されており、当該部分を公にすると、対抗措置を講じられるおそれは否定できず、捜査に支障を及ぼすおそれがあるとした実施機関の判断は、合理性を持つものとして許容される限度内であると認められる。

(5) 「第3章の実況見分（前記第3.2(1)エ(イ)から(イ)）について

実施機関が不開示とした部分には、見分事項及び見分順序、特定地点と過失、現場における撮影、探証方法、実況見分調書記載例、実況見分の経過及びその他留意事項が記載されている。

実施機関は、当該部分に記載されている情報を公にすると、事実を認定していく検査手法が明らかとなり、真実の追究が困難になると主張する。

これに対し、審査請求人は、同人が所持する文書に記載されている検査要領及び検査記録と福島県公安委員会及び福島県警察の説明には、整合性がなく矛盾があり、その事実を確認するためには、一部不開示とされた部分の開示が必要不可欠である旨主張する。

当審査会において審理したところ、実施機関が主張するように、実況見分に関する検査項目や検査手法が記載されており、当該部分を公にすると、虚偽の指示説明を誘発するおそれ及び罪証隠滅のおそれは否定できず、検査に支障を及ぼすおそれがあるとした実施機関の判断は、合理性を持つものとして許容される限度内であると認められる。

(6) 「第4章交通事故関係者の取調べ（前記第3.2(1)エ(ケ)から(セ)）について

実施機関が不開示とした部分には、被疑者の取調べ、被害者の取調べ、被害者の保護者等の取調べ、目撃者の取調べ、乗務員・同乗者の取調べ及び雇用者・運行管理者等の取調べが記載されている。

実施機関は、当該部分に記載されている情報を公にすると、その項目やその項目を録取する目的及び留意事項の中の検査手法及び技術が明らかとなり、真実の追究が困難になるおそれがあると主張する。

これに対し、審査請求人は、同人が所持する文書に記載されている検査要領及び検査記録と福島県公安委員会及び福島県警察の説明には、整合性がなく矛盾があり、その事実を確認するためには、一部不開示とされた部分の開示が必要不可欠である旨主張する。

当審査会において審理したところ、実施機関が主張するように、事故の原因たる過失を特定するための検査項目や検査機関が重要視している着眼点が記載されており、当該部分を公にすると、自己の過失を低くするために虚偽の供述をする者が出てくるおそれ、検査機関が重要視している着眼点に対する対抗措置を講じられるおそれ及び否認後の矛盾点や不審点の追及が困難となるおそれは、否定できず、検査に支障を及ぼすおそれがあるとした実施機関の判断は、合理性を持つものとして許容される限度内であると認められる。

(7) 「第6章特例・簡約特例書式の作成要領（前記第3. 2(1)エ(イ)から(フ)・第3. 2(1)オ(ア)から(ウ)）」について

実施機関が不開示とした第6章特例・簡約特例書式の作成要領のうち、「第6章、第2、2特例書式の記載要領等、(1)送致書・検査報告書、オ保護者又は身元引受人欄」を除く部分については、実施機関が開示すると判断したため、審理しないこととする。

前述のとおり、実施機関が開示しないとした部分には、特例書式の送致書・検査報告書の保護者又は身元引受人欄の説明が記載されている。

実施機関は、不開示とした部分については、公にすることにより、検査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、開示することはできないと主張している。

これに対し、審査請求人は、同人が所持する文書に記載されている検査要領及び検査記録と福島県公安委員会及び福島県警察の説明には、整合性がなく矛盾があり、その事実を確認するためには、一部不開示とされた部分の開示が必要不可欠であり、また、実施機関が、国の機関において、不開示情報がないとして、すでに公にされている行政文書と同じ内容の行政文書を一部不開示とするのは、県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で開かれた県政を推進するために不可欠なものという条例の趣旨にも反しているとともに、条例の不開示情報にも該当しない旨主張する。

当審査会において審理したところ、実施機関が主張するように、検査に係る内容が記載されており、当該部分を公にすると、検査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれは否定できず、検査に支障を及ぼすおそれがあるとした実施機関の判断は、合理性を持つものとして許容される限度内であると認められる。

(8) 不開示部分と開示部分の整合性について

当審査会では、本件対象公文書のうち、実施機関が不開示とした部分と開示した部分に、類似又は同一文言等があり、その整合性についても審議した。

実施機関は、開示した部分について、道路交通法の抜粋的な記載であること、法令等で明らかとなっていること、及び検査手法等が直接明らかになるものではないこと、そのため、公にしても検査に支障を及ぼすおそれがないとの理由により開示しており、不開示とした部分については、文書の前後関係により、検査方針、検査事項、着眼点が推測され、犯罪行為の隠ぺいや罪証隠滅の対抗措置を講じられる等、検査に支障を及ぼすおそれがあるという理由により開示することはできないと説明している。

当審査会での審理の中でも、開示している部分があるのだから不開示とした部

分を開示すべきという意見もあったが、実施機関が不開示とした理由が合理性を持つものとして許容される限度内のものであると認められ、かつ、開示・不開示の整合性に関する説明においても、検査の支障性に関して否定はできないとの判断から、実施機関が不開示とした判断が妥当であると解する。

4 検査請求人のその他の主張

検査請求人は、そのほかにも種々主張しているが、条例における開示決定等は、開示請求者のいかんを問わず、かつ、開示請求の目的及び理由を問わずに、開示するかどうかの判断を行うのであるから、開示請求者の特殊事情を考慮する余地はないとの判断する。

よって、検査請求人のその他の主張は、いずれも当検査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上から、「第1 検査会の結論」のとおり判断する。

第6 検査会の処理経過

当検査会の処理経過は、別表のとおりである。

別表

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成20年 5月 9日	○ 質問書受付
平成20年 5月 12日	○ 実施機関から一部開示決定理由説明書の提出を要求
平成20年 5月 29日	○ 実施機関から一部開示決定理由説明書を提出
平成20年 5月 29日	○ 審査請求人に一部開示決定理由説明書を送付 ○ 審査請求人に一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成20年 6月 26日 (第154回審査会)	○ 審査請求の経過説明
平成20年 7月 3日	○ 審査請求人から意見書の提出を要求
平成20年 7月 23日	○ 審査請求人から意見書を提出
平成20年 7月 30日 (第155回審査会)	○ 実施機関から一部開示決定理由について聴取
平成20年 9月 1日 (第156回審査会)	○ 審議
平成20年 9月 10日	○ 実施機関から不開示理由の再提出を要求
平成20年 9月 30日	○ 実施機関から不開示理由を再提出
平成20年 9月 30日 (第157回審査会)	○ 審議
平成20年10月 23日 (第158回審査会)	○ 審議
平成20年11月 27日 (第159回審査会)	○ 審議
平成20年12月 17日 (第160回審査会)	○ 審議
平成21年 1月 23日 (第161回審査会)	○ 審議
平成21年 2月 17日 (第162回審査会)	○ 審議
平成21年 3月 18日 (第163回審査会)	○ 審議
平成21年 4月 27日 (第164回審査会)	○ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
浅野かおる	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	
有我 健司	元福島県監査委員	
今野 博美	福島地方裁判所民事調停委員	会長職務代理者
佐藤 初美	弁護士	
富田 哲	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長